

【令和7年4月1日～】 入院時の食事負担金の変更について

今般の光熱費や食材費等の高騰の影響より、厚生労働省より令和7年3月24日付けで、令和7年4月1日から入院時食事療養費の費用（入院中の食事代）に関する改正がありました。

これに伴い、さいがた医療センターでも令和7年4月1日より下記のように負担金に変更になるため、ご理解の程よろしく申しあげます。

◆入院時食事療養の標準負担額について（1食につき）

区分				標準負担額	
				令和7年3月31日まで	令和7年4月1日から
70歳未満の方	70歳以上の方				
一般 (住民税課税世帯)	一般 (住民税課税世帯)			490円	<u>510円</u>
		(例外1) 指定難病患者・小児慢性特定疾病児童等		280円	<u>300円</u>
		(例外2) 精神病床入院患者 ※2015年4月1日以前から2016年4月1日まで継続して精神病床に入院している患者		260円	260円
住民税非課税世帯	住民税非課税世帯	過去12ヶ月の	90日以内	230円	<u>240円</u>
	(低所得者Ⅱ)	入院日数	90日超	180円	<u>190円</u>
	住民税非課税世帯 (低所得者Ⅰ)			110円	110円

負担金額の詳細については、下記へお問い合わせください。

- ・国民健康保険（国保）、全国健康保険協会（協会けんぽ）、健康保険組合（組合）の方は、「加入保険者」へ
- ・指定難病等で医療費助成制度の認定を受けている方は、住所地を所轄する「保健所」へ

令和7年3月25日

さいがた医療センター